

平成23年11月21日

赤磐市長 井上稔朗 殿

赤磐市行財政改革審議会
会長 多田憲一郎

平成23年度赤磐市行財政改革に関する提言について

地方交付税の暫減が始まる平成27年度を4年後に控えた今、事業及び職員を削減し、行政のスリム化を一層進めることが緊急の課題となっています。この課題に対応するためには、組織・機構改革、とりわけ支所の見直しがひとつの有効な手段となりますが、財政的な対応に偏重し、市民サービスの低下を招いては本末転倒であり、支所の見直しにあたっては周到的な計画・準備によって本庁に事務事業を「集約」しつつ、支所では市民サービスを維持していかなければなりません。

ここで支所が単なる窓口になってしまえば、各地域のまちづくりの拠点がなくなり、支所管轄地域がさびれる一方となってしまいます。したがって見直しによって改めて支所を地域のまちづくりの拠点と位置づけ、各地域のまちづくりのため、支所に「分権」という新しい発想で取り組むことが不可欠と考えます。

これらのことを踏まえて、

- (1) 地域を活性化させる
- (2) 市民の安心安全を守る
- (3) 市民の利便性に配慮した身近な業務を取り扱う

以上の3点を支所見直しの柱とし、この3点を実現するための手法について、6項目に分けて本審議会で検討いたしましたので、これを下記のとおり提言いたします。

なお、この提言は、平成27年度（2015年度）を実施目標年度としております。この実施目標年度までに、機構改革などに併せて職員の人材育成、交通弱者等に配慮した公共交通の整備及び支所管内の施設の有効活用と管理方法の検討が必須となります。

また、支所及び出張所の見直しを行う際には、今年度の本審議会の審議内容を尊重するとともに、提言を元に市民の意見に耳を傾け、見直しを実施すること及び実施にあたっては市民に分かりやすく説明することを求めます。

記

「赤磐市における新しい支所及び出張所のあり方について」

① 支所の管轄区域

- ・桜が丘東地域については、市民の利用頻度及び庁舎までの距離等を勘案し、本庁の管轄区域とすること。
- ・仁堀出張所については、廃止することとする。それまでに公共交通を確保するなど地域住民の利便性に留意するとともに、地域の活性化策を検討すること。
- ・桜が丘東地域及び仁堀地域以外の地域については、現行の管轄区域とすること。
- ・出張所機能を有する桜が丘いきいき交流センターは、住民サービス向上のため土日等を含む開館日には証明発行等を行う市民課のサービスセンターとしての活用を検討すること。

②所管すべき事務事業

- ・各支所の所管業務は、歴史、文化、伝統などを含めてそれぞれの地域特性に配慮し、特に吉井支所については地理的条件も加味すること。
- ・本庁業務と支所業務の重複はできるだけ避け、本庁集約を進めること。ただし、各支所は防災、協働のまちづくり、保健福祉の推進拠点として充実させること。
- ・地域との調整業務については、本庁支所間の連携をとることで、各支所で充分対応できる体制を整えること。
- ・各種申請等はできるだけ受付け、市民の利便性を損なわないよう配慮すること。

③支所の権限

- ・災害等緊急対応を必要とする業務は、支所長の権限とすること。
- ・地域のまちづくりに関する事業等、支所特有の事務事業については、支所長の権限によって実施すること。
- ・集権的業務に関する権限は本庁、分権的業務に関する権限は支所として、本庁・支所の役割分担を明確にすること。

④組織・機構

- ・コンパクトで、業務内容が市民に分りやすく、地域特性に配慮した組織・機構とすること。
- ・各支所組織は、本庁との距離など地域の実情を考慮しながら、大課制へ移行すること。
- ・地域のまちづくりを目的とする部署を設置し、活性化に取り組むこと。

⑤職員の配置

- ・支所長は地域のコーディネーターを務めるとともに、所属職員が横断的な事務処理ができるよう調整を図ること。
- ・支所の職員削減は避けられず、職員は一層多角的な知識、判断を求められるため、これに対応できる職員の育成及び配置に努めること。一方、防災等の専門性の高い業務については、「プロ」の育成が必要であり、同様に地域のまちづくりについても、担当させるべき職員を育成すること。
- ・職員のコミュニケーション能力を向上させ、市民が利用しやすい環境を整えること。

⑥本庁との協力体制

- ・市民の安心安全は最優先事項であり、特に災害に対しては、速やかに本庁がカバーする協力体制を予め明示しておくこと。
- ・市をあげて取り組むイベント、選挙事務等は本庁と各支所の職員が協力して、市全体で取り組むこと。
- ・本庁担当部署が支所の関係業務を管理し、必要に応じて即座に応援できる体制を整えておくなど、市民の利便性を損なうことのないよう協力体制を十分検討すること。また特殊事例・困難事例への対応は本庁が判断を示し、支所職員の負担を軽減すること。